

新たな市総合計画策定の基本方針（策定H12.12月）

1 背景

第4次市総合計画は、行財政運営の総合的・長期的な指針として平成4年度に策定され、以後その将来都市像である「人 まち 自然が輝く 交流ネットワーク都市」の実現に向けて、各種施策の積極的な展開を図ってきたところであるが、その計画期間も平成12年度で満了することとなる。

本市を取り巻く現在の社会経済情勢は、低成長経済の到来、少子・高齢化の急速な進展、地球規模での環境問題の進行、中核市への移行、中心市街地の空洞化など、計画策定時の状況と比較して著しく変化しており、これに伴い様々な施策領域において新たな課題が生じてきている。

これら状況の変化を踏まえつつ、本市が均衡ある発展を図るためには、長期的な将来展望に立った新たな行政施策を総合的・体系的に展開することが求められていることから、新たな市総合計画（以下「新計画」という。）を策定する必要が生じた。

2 策定指針

新計画は、第4次市総合計画見直し総点検作業の結果を踏まえ、次のような基本的視点に立って策定する。

○現在を見つめ、未来につなげる計画づくり

これまで本市に受け継がれてきた貴重な財産を、現在世代にとどまらず、将来世代にも享受できるよう、大切にしながら未来につなげる計画づくりをめざす。

○市民がゆとりと豊かさを実感できる計画づくり

市民の多様な価値観や活動を重視し、ゆとりと豊かさを実感できる質の高い生活の実現に向けた計画づくりをめざす。

○地域資源を最大限に生かした計画づくり

市民が地域を営むという観点に立ち、個性的で魅力あるまちづくりを実現できるよう、人、自然、歴史、文化、産業など地域に存在するあらゆる資源を最大限に生かした計画づくりをめざす。

○誰もが共感・共有できる計画づくり

市民をはじめボランティア団体、民間企業、行政等のまちづくりを担うべき様々な主体がそれぞれの役割を理解し、活動に当たって共感し、共有できる計画づくりをめざす。

○自主、自立の精神に立った計画づくり

自主、自立の精神に立って地方分権時代を先導できるよう、本市の将来を自らの力で切り拓くことができる計画づくりをめざす。

3 構成

新計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、望ましい本市の姿とこれを実現するための施策の基本方向などを定める。

(2) 基本計画

基本構想における施策の基本方向を具現化するため、比較的長期にわたる本市の基本的な施策を総合的、体系的に定める。

(3) 実施計画

基本計画で定められた基本的な施策を具体化するため、比較的短期に実施する事務事業を年度別に定める。

なお、本計画は、基本構想及び基本計画の策定後、別途、速やかに作成する。

4 期間

基本構想の実現に向け取り組む期間は、平成13年度から平成32年度までの20年間とする。

基本計画の計画期間は、前期計画として平成13年度から平成22年度までの10年間とし、後期計画については今後の諸情勢の変化や前期計画期間における施策の推進状況の総合的な点検を行った上で定める。

改定後期基本計画（H28～H32）

2017年度「市民会議」のミッションは新計画（第6次計画）の「基本方針」への意見

1. 背景・・・ここに記載すべきキーワードは何か

2. 策定指針・・・基本的視点を5項目程度

3. 構成・・・3層構造（基本構想、基本計画、実施計画）でよいか？

4. 期間・・・20年計画（基本計画は前期10年、後期10年、実施計画は毎年）でよいか？

山口のメモ

1. VUCA ワールド：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）・・・ICT, AI, 遺伝子などの技術革新、自然災害、グローバル化、テロの脅威
2. 安全・・・災害、テロ・戦争、事故（システム、人間）、事件、疫病、汚染、・・・）
3. ダウンサイジング（小型化による進化、繁栄、合理化⇔規模の経済）・・・人口減少
4. 技術革新の恩恵享受とリスクへの対処
5. いわきの能力＝産業転換への対応力（石炭→観光、新エネルギー）、市民活動
6. いわきの弱み＝市全体としての選択と集電？